

大阪市ファミリーシップ制度の概要

性的マイノリティの方がその人権を尊重され、自己実現を目指して生きがいのある人生を創造することができる自由、平等で公正な誰もが生きやすい社会の実現に向け、当事者の方の申出に基づき、「ファミリーシップの宣誓」をしたことを大阪市が証明する制度です。

この制度における用語の定義は次のとおりです。

- ・「性的マイノリティ」とは、
性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が出生時の性と異なる方をいいます。
- ・「パートナーシップ関係」とは、
互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した二者間の関係であって、その一方又は双方が性的マイノリティであるものをいいます。
- ・「ファミリーシップ関係」とは、
パートナーシップ関係にある者の子（養子を含む）又は親（養親及びこれらの配偶者を含む）（以下「子等」という）を含め、家族として、日常生活において相互に協力し合うことを約した当事者間の関係をいいます。
- ・「ファミリーシップの宣誓」とは、
「パートナーシップ関係」である旨の宣誓又は「ファミリーシップの関係」である旨の宣誓をあわせて「ファミリーシップの宣誓」といいます。

1 宣誓の要件

- ・ファミリーシップの宣誓は次の要件を満たすことが必要です。
 - (1) パートナーシップ関係にある両当事者（以下「両当事者」という。）がともに成年に達していること。
 - (2) 両当事者の少なくともいずれか一方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。
 - (3) 両当事者がともに現に婚姻をしておらず、かつ、現に当該パートナーシップ関係の相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
 - (4) 両当事者が民法（明治29年法律第89号）第734条及び第735条の規定により婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。
 - (5) 両当事者以外ファミリーシップ関係にある旨の宣誓をする者は、パートナーシップ関係にある者の子等であること。

2 宣誓の方法

- ・大阪市のファミリーシップ宣誓書に必要な事項を記入し提出していただきます。
ファミリーシップ関係にある旨の宣誓を行う場合で、親又は満15歳以上の子を含む場合は、当該子等の同意が必要です。
- ・宣誓書提出場所は、大阪市人権啓発・相談センターとなります。
プライバシーを確保するためあらかじめ宣誓する日時の予約が必要です。

3 宣誓の証明

- ・宣誓をした当事者に対し、ファミリーシップ宣誓書受領証を交付します。
子等に対する「受領証」の交付は、希望する場合のみです。

4 再交付

- ・受領証の紛失、毀損等の事情により再交付を希望するときや、受領証記載事項の変更届があったときは、受領証を再発行します。

5 受領証の返還

- ・次の場合は受領証の返還が必要です。
 - (1)両当事者の意思によりパートナーシップ関係が解消されたとき。
 - (2)パートナーの一方が死亡したとき。
他の当事者が引き続きファミリーシップ関係を継続する場合は受領証記載事項等の変更が必要です。
 - (3)両当事者がともに市内に住所を有しなくなったとき。
 - (4)両当事者の少なくともいずれか一方が宣誓の要件(3)に該当しなくなったとき。
 - (5)宣誓書を提出した時点において両当事者が宣誓の要件に該当していなかったことが判明したとき。

6 受領証記載事項等の変更

- ・次の場合は受領証の記載事項の変更が必要です。
 - (1)受領証から当該子等の氏名を削除するとき。
当該子等が満15歳以上の場合、自ら記載事項変更届を提出することができます。
 - (2)受領証に記載された子等のいずれかが死亡したとき。
 - (3)受領証からパートナーの氏名を削除するとき。
ただしパートナーの一方が死亡した場合で、他の当事者が引き続きファミリーシップ関係を継続する場合に限り
ます。
 - (4)受領証に記載された者のいずれかに氏名の変更があったとき。